

市区町村要保護児童対策地域協議会に関する研究の 動向 : 2017年から2021年における文献の検討を もとに

著者	菅田 理一, 鈴木 崇之
雑誌名	鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要
号	86
ページ	57-64
発行年	2023-01-16
出版者	鳥取看護大学・鳥取短期大学
ISSN	2189-8335
URL	http://doi.org/10.24793/00000410



〈総説〉

市区町村要保護児童対策地域協議会に関する研究の動向
—2017年から2021年における文献の検討をもとに—

菅 田 理 一・鈴 木 崇 之

Riichi SUGETA・Takayuki SUZUKI : Trends in Research on Municipal
Regional Councils for Children in Need of Protection in Japan: Based on a Review of Articles in 2017-2021

鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要 第86号 抜刷

2023年1月

〈総説〉

市区町村要保護児童対策地域協議会に関する研究の動向 —2017年から2021年における文献の検討をもとに—

菅田理一¹・鈴木崇之²

Riichi SUGETA・Takayuki SUZUKI : Trends in Research on Municipal
Regional Councils for Children in Need of Protection in Japan:
Based on a Review of Articles in 2017-2021

本稿は市区町村要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）の課題を探ることを目的とし、2017年から2021年までの先行研究のレビューを行った。その結果、「要対協調整機関の職員の体制強化と専門性確保」「支援対象の定義の曖昧さ」などの課題が抽出できた。要対協は今後、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、児童相談所と連携する必要がある、連携効果の向上に資するような研究がさらに求められている。

キーワード：市区町村要保護児童対策地域協議会 機関間連携 ポピュレーションアプローチとリ
スクアアプローチ

問題の所在

日本における地域子育て支援施策の原点は1948年に施行された児童福祉法にある。周知の通り、1990年代に日本においても欧米と同様の児童虐待問題の社会問題化が起こった。従来は児童福祉法の範疇で対応していた児童虐待問題であったが、2000（平成12）年に児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」と略記）が公布・施行され、児童虐待の定義を含む、児童虐待の予防および対応施策を定めた専門的な法律が誕生した。一方で、本法の施行は児童虐待対応の主たる行政機関である児童相談所に大きな負担を課すこととなった。

児童虐待防止法の施行に先立つ1996（平成8）年に、厚生省（当時）は児童虐待ケースマネジメントモ

デル事業を実施した。また、2000（平成12）年からは児童虐待防止市町村ネットワーク事業を実施した。

これらは、都道府県および政令指定都市に主に設置されている児童相談所による専門的対応が必要となる以前の段階における予防的対応と、児童相談所における対応を終えた保護者と子どもに対する事後対応等の実施のための市区町村レベルにおけるモデル事業であった。

これらのモデル事業の実施を経て、2005（平成17）年から市町村への設置が努力義務とされた組織が市区町村要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）であった。同時に、国の「市町村児童家庭相談援助指針」により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確化され、市町村は虐待の未然防止・早期発見を積極的に取組むこととし、都道府県（児童相談所）はその役割を専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援に重点化することになった。

1 鳥取短期大学幼児教育保育学科

2 東洋大学ライフデザイン学部

1. 要保護児童対策地域協議会をめぐる動向

本節では、表1をもとに、要対協をめぐる動向を整理したい。

要対協は、2004（平成16）年、虐待を受けた児童等に対し関係機関が情報を共有し連携した対応をとるための組織として、市町村が設置できるものと児童福祉法第25条の2第1項に規定され、制度化された。2007（平成19）年には設置を努力義務化した。

2008（平成20）年の改正児童福祉法では、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援サービス（いずれも市町村で実施）が法定化され、要対協の機能強化が図られた。しかし、鈴木秀洋の研究や筆者らが研究を継続する中で見えてきたのは、要対協の人員や専門性の確保が引き続き課題となっており、連携は十分とは言えない現状である^{注1)}。ソーシャルワークを実践できるようなケース対応が期待されている^{注2)}。

2016（平成28）年の改正児童福祉法では、子育て世代包括支援センターの設置が努力義務とされ、また要対協の調整機関への専門職配置も努力義務と

された。図1は既存の要対協と都道府県・政令指定都市レベルに設置される児童相談所、そして子育て世代包括支援センターの連携の様子を整理したものである。

子育て世代包括支援センターは既存の母子保健の枠組みを活用したポピュレーション・アプローチによる地域子育て支援のスキームで運用されている。一方、要対協と児童相談所（以下、「児相」とする）はリスク・アプローチの観点から子育てにあたって様々な問題を持つ家庭を支えるスキームで運用されている。

新しい制度を作るのは簡単であるが、それを既存のものと同様に連携させて活性化するのは、それほど簡単ではない。

2016（平成28）年以後の地域子育て支援分野では、このような連携上の課題と共に、制度の定着が進められていることをここで確認しておきたい。

2. 研究の目的と方法

馬場文（2017）は、先行研究レビューによって要対協の課題の把握を試み^{注3)}、市町村における要対協を核とした児童虐待対応の課題や、2016（平成

表1 要保護児童対策地域協議会の制度の経緯

時期	規程	内容
2004(平成16)年	児童福祉法第25条の2第1項に規定	虐待を受けた児童等に対し、関係機関が情報を共有し連携した対応をとるための組織として、市町村に「要保護児童対策地域協議会」を設置できることになった。
2007(平成19)年	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律	児童福祉法第25条の2第1項を「要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない」と改正し、要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化を実施した。
2008(平成20)年	児童福祉法等の一部を改正する法律	支援対象を要保護児童のみならず、養育支援が特に必要である子どもやその保護者、妊婦に拡大するとともに、要対協調整機関に児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置することを努力義務化した。
2016(平成28)年	児童福祉法等の一部を改正する法律	支援対象である要保護児童に18歳以上20歳未満の者を含めること、調整担当者の設置の義務化及びその担当者の研修の義務化を実施した。

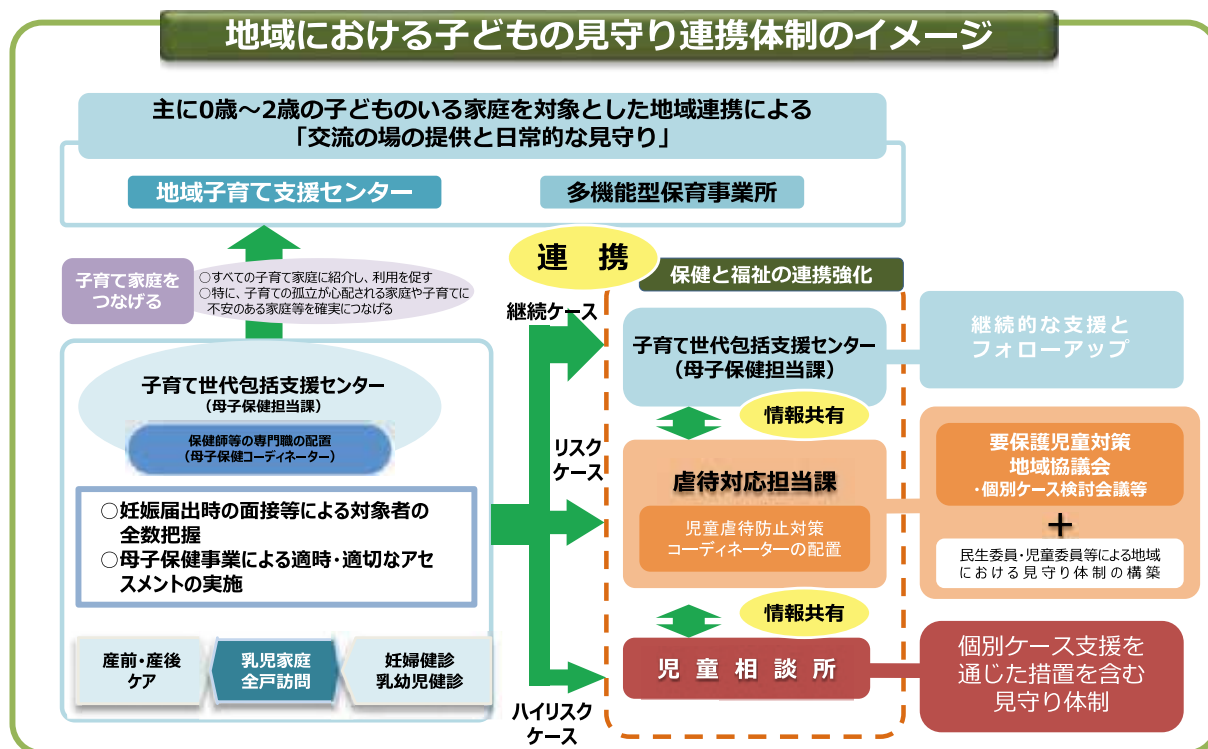


図1 「地域における子どもの見守り連携体制のイメージ」^{注4)}

28) 年の児童福祉法改正以前の課題を構造化してとらえることを研究の目的とした。

筆者らも、馬場の研究目的を踏襲し、2017年から2021年における文献を整理した。馬場の研究目的にも位置づけられていた2016(平成28)年の児童福祉法改正では、母子保健と児童福祉の連携強化のために子育て世代包括支援センターが法定化され、さらに要対協の調整機関への専門職配置も努力義務とされた。本論考では、本改正が実効性を発揮し始めた2017年以降の状況について、特に、要対協の機能強化と、子育て世代包括支援センターをはじめとした他機関との連携に焦点を当てた。さらに、考察の視点として、馬場氏の研究に照らしながら、結果の比較も試みた。先行研究についてはCiNii Articlesにて「児童虐待」と「要保護児童対策地域協議会」で検索した2017~2021年の間に発表された論考から、子ども虐待への対応における要対協の実態と課題の分析にあたっていと評価した14件の論考をレビュー対象とした(表2)。「母子保健」や「子育て世代包括支援センター」を検索語に入れ

なかった理由は、馬場の研究との比較検討を容易にするためと、要対協の視点から他機関との連携の課題を明確化するためであった。

3. 研究の結果

2017年から2021年における要対協に関する研究の動向を整理すると表2のようになる。

笹井康治(2017)は、市町村担当者の要対協に関する所感をまとめるなかで、①被虐待児の9割が地域での生活を継続している、②市町村による支援に強制力はないために対象児童が残念な結果に陥ってしまうことがある、③要対協と児相との連携の重要性を挙げた。その上で、「市町村と児相は車の両輪となって動かないと適切な対応は出来ない」ことを指摘し、「市町村の役割は益々大きくなっていくと考えられ、その中核となる要対協調整機関の職員の体制強化と専門性確保に取り組む」ことが必要とした。

金井剛(2017)は、①要対協運営要綱に要保護児童の範囲の定義の曖昧さがあるため、市町村が独自

表2 要保護児童対策地域協議会に関する論考

著者	年	テーマ	目的・対象・方法	結果概要	掲載誌
笹井康治	2017	市町村要保護児童対策地域協議会を地域支援の中核とするために	市町村担当者としての要対協についての所感をまとめた。	①被虐待児の9割が地域での生活を継続している。 ②市町村による支援に強制力はないために対象児童が残念な結果に陥ってしまうことがある。 ③要対協と児相との連携あってこそ適切な対応が可能である。	『児童青年精神医学とその近接領域』 58(1), 165-166, 2017
金井剛	2017	指定討論：要保護児童対策地域協議会を有効活用するために	国の運営指針を基に実態を検討した。	支援対象の曖昧さ、実務者会議の運用等を横浜市、沼津市の例などに照らして検討したもの。横浜市では進行管理会議の設定による対象人口の是正、沼津市では実務者会議を細分化し対象が拡散し専門性や個性が損なわれることを避ける工夫を実施している。	『児童青年精神医学とその近接領域』 58(1), 168-168, 2017
坂本正子	2017	要保護児童対策地域協議会(子ども虐待防止のための支援ネットワーク)におけるスーパーバイザーの役割	A市の取り組みの経過を分析したもの。著者はスーパーバイザーとしてA市に参加。	対象となるケースは増加している一方、「情報収集が容易ではなく、支援計画がたてにくいことに加え、当事者が課題解決の動機づけを持っていない事例が存在する」ことを指摘。実務者会議の定例化とSVの固定化で効果があがること、代表者会議は実効性のあるものにする、要保護であることの線引きの明確化、職員配置数を見直すことなどが必要。	『甲子園短期大学紀要』 35(0), 37-42, 2017
才村純	2017	要保護児童対策地域協議会とは—制度化の背景と機能、課題—	国の指針を基に実態を検討した。	要対協の機能や意義について十分理解されていないこと、要対協の運営方法が確立されていないことなどを指摘。ケースマネジメントを行う機関の決定を徹底すること、会議終了後の援助実行段階におけるシステムティックな援助(チーム援助)体制を確保することが欠かせない。	『児童青年精神医学とその近接領域』 58(1), 163-165, 2017
橋本達昌	2019	要保護児童対策地域協議会の現状と課題 ～子どもを守る地域ネットワークを紡ぐために～	福井県越前市を事例として検証。	官主導の色彩が強く硬直的であり、かつ担当者の専門性や継続性に難があり、児童虐待ケース対応という本来業務の増大に対応しきれないという実態を踏まえ、越前市の子どもの居場所が効果を挙げていることなどを指摘。今後は民間支援機関であることの強み(継続性、迅速性、柔軟性)を生かせることから児童家庭支援センターと協働させる。	『連合総研レポート』 資料・情報・意見 32(1), 20-23, 2019
白井沙良子、勝盛宏、小澤亮、鹿島京子	2019	要保護児童対策地域協議会に参加することでみえた、小児科医の役割と強み	所属病院の8世帯10名の事例を分析した。	世帯の状況に応じて必要な支援は多岐に及んでいること、小児科医自らが要対協の開催の提起や開催場所を院内で提供することで医師の参加し易さが確保された。小児科医は異動に影響されずに支援を継続できることなどを指摘。	『小児科診療』 診断と治療社 [編] 82(8), 1082-1086, 2019
加藤曜子	2019	要保護児童対策地域協議会における機関連携のあり方について	A市の死亡事例の検証から、要対協における機関の連携について分析した。	連携にあたって、共通のアセスメント・プランニングツールの理解を深めること、調整期間を通じた個別ケース検討会議の利用、研修などを通じた日常的な交流が重要となることを指摘。	『教育と医学』 67(1), 55-61, 2019
梶原浩介	2020	要保護児童対策地域協議会の支援者の対話活動に基づく家族支援の在り方に関する研究—支援者が捉える課題と創造的な対話活動の展開についての一考察—	要対協の支援者27人を対象とした質問紙調査結果をもとに、テキストマイニングにより活用家族支援の課題を探った。	調査地域における「対話を創る場」「多角的な情報の統合」「当事者との接点の探索」「家族支援に対する関わり方(援助技術)」「地域の社会資源」の課題が明確となった。支援者同士が要対協の機能及び役割を意識した創造的な対話を展開することによって家族支援における新たな知識や援助技術の生成に繋がることなどを指摘。	『社会関係研究』 25(2), 1-25, 2020
丸谷充子	2020	要保護児童対策地域協議会担当部署職員の職業上のストレス—自由記述の分析から—	全国の要対協担当部署に勤務する計340名への郵送調査法にて、職務において最もストレスと感ずる要因を分析した。	「専門知識の不足」、「ケース対応以外の業務の困難」、「関係機関との連携」、「職場の人間関係」、「ケース対応に関する困難」、「困難ケースへの対応」、「虐待通告からの親支援」にストレスを感じていること、その対策として短期の異動体制の見直しや異なる専門性と属性の組み合わせによる複数担当制の導入などを提案している。	『人間関係学』 25(1), 3-14, 2020

市区町村要保護児童対策地域協議会に関する研究の動向

著者	年	テーマ	目的・対象・方法	結果概要	掲載誌
鈴木秀洋	2020	社会的養育推進計画に求められる児童相談所と市区町村の関係— 要保護児童対策地域協議会を中心に—	2016（平成28）の制度改正後の調整機関のあり方を分析した。	制度改正により支援拠点が主体的に関係機関の役割分担を行っていくことになり、調整機関の担当者の充実を図ることになったが実態は不十分な状態であり、子ども家庭総合支援拠点と要対協が一体的であること、都道府県（児童相談所）と市町村間の関与のあり方などの課題があることを指摘。	『子どもと福祉』 13, 22-25, 2020
鈴木秀洋	2020	要保護児童対策地域協議会の再構成(1), (2)	要対協指針の検証から、2016（平成28）の制度改正後に求められる運営を実現するために、「効果的な運営のためのガイドライン試案」を提案した。	制度改正による調整機関の明確化があってもその運営は十分ではないままであり、より適切なガイドラインを提示する必要がある。要対協指針の項目の修正と自治体現場職員に対する詳細な解説を要するのが現状であることも指摘。要対協は法的ネットワークであり、法的観点から常に再構築が必要とも指摘。	①『自治研究』 96（6）、83-106, 2020, ②同96（7）、 87-105, 2020
名城健二	2021	要保護児童対策地域協議会ケースにおける虐待者のメンタルヘルス疾患と他の要因との関連性	A自治体の2019年度の全102ケースをメンタルヘルスとの関連から分析した。	虐待者側のリスク要因、被虐待児側のリスク要因、養育環境のリスク要因それぞれのメンタルヘルスとの関連から、30代の実母・気分障害、同居世帯4人だと児童虐待のリスクが高くなる。虐待者のメンタルヘルス疾患や母子世帯、同居者数との複合的な関連性も指摘。	『沖縄大学人文学部紀要』 (24), 1-16, 2021
緑川喜久代, 渡邊多恵子	2021	児童虐待予防に向けた母子保健担当保健師と要保護児童対策地域協議会の連携システムに関する研究	保健師、調整機関担当者に対し、連携の課題をグループインタビューで抽出。	母子保健担当保健師と調整機関担当者の連携促進要因を明らかにすることを目指している。母子保健と要対協の有機的連携のためのビジョンの明確化、人材・情報活用のための計画策定が必要であり、具体的にはマニュアル等の作成など。	『淑徳大学看護栄養学部紀要』 13, 25-35, 2021
稲田達也, 新川泰弘	2021	要保護児童対策地域協議会における調整担当者に関する研究—ある調整担当者へのインタビュー調査を通して—	2016（平成28）の制度改正後において、調整担当者Bへのインタビュー調査をもとに、調整機関内での役割分担などの課題を検討した。	調整担当者Bにより語られた調整機関の課題について、職員間の役割分担の明確化、調整担当者の経験と知識とモチベーションが必要なこと、研修での様々な実践の吸収、調整担当者の人数確保などがあることを指摘。	『豊岡短期大学論集』 (17), 1-10, 2021

に実情に照らし合わせて運営要綱を定め運営している実態を指摘している。つまり、対象ケースを虐待に絞っている要対協がある一方、非行、特定妊婦、不登校などまで広げている要対協も存在するとの指摘である。②構成機関の範囲の曖昧さがあることも指摘しており、中心機関の曖昧さの結果として「自治体間の要対協に対する温度差、関係機関の間の当事者意識の差などを生じており構成機関の曖昧さや中心となる機関の曖昧さは事例の分担や庶務事務の押し付け合いの原因にもなり兼ねない」と言う。その上で、「定義が曖昧であるが故に、多くの自治体はその現状に合わせ、要対協を機能させるべくさまざまな工夫をすることができるということでもあ

り、それを実践している自治体も多い」とも指摘する。金井が所属している市では「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の「階層」にさらに「進行管理会議」を設定、また「医療ネットワーク会議」の代表者や精神科診療所協会の代表者を組み入れての医療機関との連携を強化する工夫を行っている。

坂本正子（2017）は、A市で起きた重大な死亡事例で要対協が活用されていなかったことを契機に、要対協の強化、参加機関の専門性の向上のために2011年に「要対協機能強化事業」を開始するなど、同市の取り組みが発展していく経緯をまとめた。そのうえで、対象となるケースは増加している一方、

「情報収集が容易ではなく、支援計画がたてにくいことに加え、当事者が課題解決の動機づけを持ってない事例が存在する」ことを指摘した。また、現状の要対協の運営の困難性を指摘し、子どもと保護者への支援の充実の必要性和、要対協自体の基盤の整備、実効性のある代表者会議の持ち方、当事者の視点の取り入れることの必要性を論じた。

才村純（2017）は、国の指針の通りの運営方法が確立されておらず、要対協が十分に機能していないことについて、「要対協の機能や意義について十分理解されていない」「要対協の運営方法が確立されていない」「事務局が多忙を極めており会議開催に消極的にならざるを得ない」点を挙げ、さらに事務局の体制の脆弱性を指摘した。

橋本達昌（2019）は、福井県越前市の要対協を事例として検証した。特に、要対協調整機関の専門性について、児童家庭支援センターを活用することを提案した点が注目される。越前市の児童家庭支援センターは児童養護施設に併設されており、そのバックアップを得ながら要対協の中核を担っている事例を挙げ、他地域の要対協の専門性の欠如や経験不足といった従来からの課題がクリアされ、民間支援機関であることの強み（継続性、迅速性、柔軟性）が活かされている状況を報告した。

白井沙良子・勝盛宏・小澤亮・鹿島京子（2019）は所属病院の8世帯10名の事例について、要対協の支援によって療育手帳取得や、教育センターでのプレイセラピーなどの支援を開始できた成功例を挙げた。また、「境界域知能のため療育手帳が取得できなかった困難ケースについて、要対協を活用した粘り強い支援が奏功し、児の社会的問題行動や養育者の疲労が改善したケースを報告した。一方で、「支援開始後も状況が好転しない世帯」について言及し、「母子家庭の4人兄弟のうち3人が不登校である世帯」「母子家庭で、児・母・祖母の間で身体的虐待が連鎖する姉妹の世帯」等、改善が困難な事例についても要対協で培ったネットワークが見守りに効果を発揮したことを指摘した。さらに要対協における

小児科医の役割の重要性について、白井らは言及した。

加藤曜子（2019）は、死亡事例の検証を踏まえ、要対協における機関の連携について分析し、共通するアセスメント・プランニングツールの理解と活用重要性を指摘した。

梶原浩介（2020）は、要対協の支援者27人を対象とした質問紙調査結果をもとに、家族支援の課題を探った。梶原は分析にテキストマイニングを活用した。その結果、「【対話を創る場】の〈要対協の機能及び役割〉の重要性」を指摘した。特に、「早期発見・支援」「情報の共有化」「役割分担」「関係機関の協働」「担当者の意識変化」といった各側面に要対協の強みがあることを指摘した。一方で、本研究の調査対象市町村では、「多角的な情報の統合」「当事者との接点の探索」「家族支援に対する関わり方（援助技術）」「地域の社会資源」に課題があることを指摘した。

丸谷充子（2020）は、東京都23区および45か所の中核市の要対協担当部署に勤務する地方自治体職員各5名ずつ、計340名への郵送調査法にて、職務において最もストレスと感じる要因を分析した。「専門知識の不足」、「ケース対応以外の業務の困難」、「関係機関との連携」、「職場の人間関係」、「ケース対応に関する困難」、「困難ケースへの対応」、「虐待通告からの親支援」にストレスを感じていること、その対策として短期の異動体制の見直しや異なる専門性と属性の組み合わせによる複数担当制の導入などを提案した。

名城健二（2021）は、A自治体要対協の2019年度の全102ケースをメンタルヘルスとの関連から分析した。本研究の結果、メンタルヘルス疾患のある虐待者は41%であり、要対協には当該疾患のある虐待者に対する専門的な支援が必要とされていることが明らかとなった。また、虐待者のメンタルヘルス疾患の有無と他の要因の χ^2 乗検定の結果から、「30代の実母」「気分障害」「同居者4人の世帯」は児童虐待のリスクが高くなること、また虐待者の

メンタルヘルス疾患や母子世帯，同居者数との複合的な関連性を指摘した。

鈴木秀洋（2020）は，2016（平成28）年の制度改正後の要対協調整機関のあり方をはじめ，要対協のあり方全体をネットワークとして理解し，活きた制度とするための詳細な検証を実施した。ここでは，市町村ごとに異なる課題が生じてもそれを解決し，子どもの権利擁護のための制度として機能していくための具体策が示され，「効果的な運営のためのガイドライン試案」がまとめられた。鈴木は制度改正により点介入的の児相中心の対応から，面支援となる市区町村中心の対応にシフトして継続的支援の実現を目指したもののそれが十分に実行できていない実態を指摘し，主担当機関＝調整機関＝支援拠点＝市区町村という原則で，主担当機関は市区町村内の福祉，保健，保育所等部署の協働できるところとすることを提案した。また，要対協指針の定める調整機関の子ども家庭総合拠点に個別ケース検討会議の招集権がある点など，指針が会議の参加者の追加を阻むような運用にならないことが重要であることを論じ，ケースの特性ごとに保健師，警察などが中心となるというように柔軟な運用を提唱した。さらに，要対協への登録は低年齢児を母子保健部門，一定年齢以上は子ども福祉部門が行っている市町村があることを指摘し，要保護児童のみの登録ではなく要支援児童および家庭と特定妊婦も含めての登録とすることが望ましいと論じた。

緑川喜久代・渡邊多恵子（2021）は，保健師，要対協調整機関担当者に対し，連携の課題をグループインタビューで抽出した。母子保健と要対協の有機的連携のためのビジョンの明確化，人材・情報活用のための計画策定が必要とし，具体的にはマニュアル等の作成などが必要と指摘した。妊娠期からの信頼関係の構築をもとにした支援を行っている母子保健と，ハイリスク者を対象に社会資源をカスタマイズする支援を行っている要対協のそれぞれの特徴の理解を深めていくことがチーム力の向上に必要と論じた。

稲田達也・新川泰弘（2021）は，2016（平成28）年の制度改正以降の「要対協調整担当者」について，現任者へのインタビュー調査を実施し，要対協調整機関の課題として，職員間の役割分担の明確化，調整担当者の経験と知識とモチベーションが必要なこと，研修での様々な実践の吸収，調整担当者の人数確保などがあることを指摘した。

4. 考察

本稿では，馬場文（2017）の研究手法論を踏襲し，要対協に関する2017（平成29）年から2021（令和3）年の間の論考を検討し，要対協の制度の到達点と課題の明確化を目指した。

2016年迄を扱った馬場文の研究は「役割意識」，「協働の意識と実践」，「専門職の育成と維持」，「専門性を発揮できる基盤づくり」，「地域のネットワークと社会資源の充実」，「対人支援技術の向上」を要対協の課題として指摘した。

本稿では2017年以後の5年間の論考を対象としたが，「要対協調整機関の職員の体制強化と専門性確保」「支援対象の定義の曖昧さ」「支援が困難な独特のケースの存在」「アセスメント・プランニングの共通シートの必要性」「運営ガイドラインやマニュアルの必要性」などの課題が抽出できた。馬場文が抽出した課題と共通な部分がある一方で，要対協を取り巻く環境の変化や，要対協をめぐる問題に関心を向ける研究者の質の広がり，研究方法論の豊潤化などを背景に，新たな側面の課題が指摘されている点は評価できる。

子育て世帯包括支援センターとの連携に関する論考も出てきてはいたが，子育て世帯包括支援センターの設置が努力義務であったこともあり筆者らが対象とした期間では，論考数は多くはなかった。そのような中で，鈴木（2020）は主担当機関となる市区町村内での協働が妨げられないようなガイドラインを具体的に設定する必要を指摘し，また緑川喜久代・渡邊多恵子（2021）は母子保健と要対協のあり

方を追究した。

2022（令和4）年度から子ども家庭総合支援拠点が従来の家庭児童相談や要対協とともに、新たな地域相談窓口に位置づけられる改正が行われ、要対協を取り巻く機関連携についてはさらに研究が必要な論点となっていくことを筆者らは予想した。この論点については、制度改正とともに制度を運用する市町村の理解が必須であり、それに資する研究をさらに進めていく必要を指摘しておきたい。その前提としての研究動向の全体的把握は今後も継続していくべき筆者らの課題であると考えている。

ところで、2020年に出された鳥取県『鳥取県社会的養育推進計画』では、今後の社会的養育に関する施策の充実に向けて、2022（令和4）年度までに全市町村が子ども家庭総合支援拠点を設置することを目標とし、市町村支援児童福祉司が中心となり、市町村の実情に応じた支援を実施することになっている^{注5)}。本目標の着実な実行をフォローしつつ、要対協と、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、児童相談所との有機的な連携を図るための新しい研究課題も生まれると予想される。

今回は文献研究のみで終わったため、鳥取県の要対協を主たる対象とした実証研究も筆者らの今後の課題である。

本研究では馬場文論文の研究目的と方法を踏襲し、先行文献から2016（平成28）年の児童福祉法改正以後の要対協の課題を抽出することに成功した。一方で、対象とした文献がCiNii Articlesに掲

載されている14本と限定的であった。要対協関連の文献に関しては厚労省と民間のシンクタンクによる研究も少なくないため、それらの文献も視野に入れることも今後の課題となった。

注

- 1) 鈴木秀洋「社会的養育推進計画に求められる児童相談所と市区町村の関係—要保護児童対策地域協議会を中心に—」、『子どもと福祉』13（2020），pp. 22-25。鈴木崇之「会津管内における市町村要保護児童対策地域協議会の現状と課題」、『会津大学短期大学部研究年報』67（2010），pp. 181-202。
- 2) 例えば次のような事例研究がある。令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究報告書 調査1：要対協と民間の連携に関する好事例調査」2022年。
- 3) 本稿は、馬場文「市町村における児童虐待対応の課題—要保護児童対策地域協議会に関する先行研究レビューより—」、『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』23（2017），pp. 49-67の研究方法を基にしている。
- 4) 内閣府ホームページ「子ども・子育て会議（第31回）」尾崎正直委員提出資料（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_31/index.html）
- 5) 鳥取県『鳥取県社会的養育推進計画』，2020。